

法務省民事局参事官室御中

電子公告制度に関する質問事項

横浜市中区本町 1-7 東ビル 2 階 A1 号室
行政書士 山田 行展
横浜市瀬谷区阿久和西 2-19-4
行政書士 餌取 雅之
横須賀市二葉 1-12-13
行政書士 佐藤 邦朗
横浜市南区大岡 1-59-3
行政書士 蔭山 行伸

ご多忙のところ恐れ入ります。

本制度に関して理解を深めるため、下記の質問事項についてご返答お願い申し上げます。

記

【質問 1 - 1】

決算公告を罰則規定まで設けて実施させる意義を教えてください。

【質問 1 - 2】

また罰則規定まで定められているのであれば、今後どのように周知徹底させていく方策を考えておられるのか教えてください。

【質問 2 - 1】

何故、有限会社、合資会社・合名会社に適用しないのですか？

【質問 2 - 2】

有限会社、合資・合名会社迄適用するならば、現存する休眠会社やペーパーカンパニーなどを整理する、或いは防止することが可能になると思われますが、その点についてはどのようにお考えなのでしょうか？

【質問3】

決算公告で開示する計算書類について正式に確認したいのでご協力をお願いします。

「株券不発行制度及び電子公告制度導入に関する中間試案」の第2編、第1,2において商法特例法上の大会社では貸借対照表及び損益計算書、それ以外は貸借対照表とありますが、他の試案に対する補足説明では、単に「貸借対照表等」とされていて、不安を覚えました。

商法特例法上の大会社でない場合、開示する計算書類は「貸借対照表」だけでよろしいですね？そしてそれは「貸借対照表の要旨」ではありませんね？

【質問4 - 1】

電子公告を行った場合、5年間継続する旨が規定されていますが、その5年間という数字はどのような根拠により提示されたのですか？

【質問事項4 - 2】

また、このように決算公告を継続して財務情報を開示する会社に対しては、「青色申告制度」のように何らかの税軽減措置を設けて、電子決算公告サイトの維持費などの負担軽減措置を行うべきだと思いますが、そのようなことは考えていないのでしょうか？

【質問5】

平成16年5月27日(木)に国税庁に赴き、質問したところ、主税局から電子公告を規定する商法改正が行われた際、国税庁はその立法に対してなんら要望を提出していないとの回答を受けました。

小会社にとって利害関係者の最たるものとして「国税庁」が挙げられると思いますが、何故、本立法に国税庁が関与しなかったのですか？

この電子公告制度をうまく用いれば、税務署に提出した決算書とその元になるべき、株主総会の承認を受けた決算書の第一段階的な検証が可能になるのですから、税務調査の負担を軽減し、行政機関のスリム化に貢献できると考えますが。

【質問6】

企業が融資等を受けるに当たって金融機関に決算書を提出するにしても、この制度がしっかりと根ざせば、金融機関側で、これまで問題となっていた「株主総会の承認を受けた決算書」「税務署に提出した決算書」「金融機関に提出した決算書」との整合性が第一段階で、ある程度検証できることから、社会的有用性は非常に高いと思いますが、そのような利用可能性について立法時に検討されていたのでしょうか？

以上

ありがとうございました。